

犯罪被害者等の市営住宅等の一時使用に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、川崎市犯罪被害者等支援条例（令和3年川崎市条例第77号。以下「条例」という。）第8条第4号に基づき、犯罪被害者等やその家族・遺族で住宅に困窮している者に対し、市営住宅等の一時使用を許可することにより、再被害の防止や安全を図り、犯罪被害者等の生活基盤の立て直しに寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 犯罪等 条例第2条第1項第1号に定める犯罪等のうち、人の生命又は身体を害する行為（刑法（明治40年法律第45号）第37条第1項本文、同法第39条第1項又は同法第41条の規定により罰せられない行為（同法35条又は同法36条第1項の規定により罰せられない行為及び過失による行為を除く。）、ストーカー行為等の規制等に関する法律（平成12年法律第81号。以下「ストーカー規制法」という。）第2条第1項に規定するつきまとい等及び同条第4項に規定するストーカー行為をいう。ただし、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号。以下「配偶者暴力防止等法」という。）第1条第1項の規定による配偶者からの暴力又は第28条の2に規定する関係にある相手からの暴力を除く。
- (2) 犯罪被害者等 条例第2条第2号に規定する被害者（刑法第37条第1項本文、同法第39条第1項又は同法第41条）の規定により罰せられない行為（同法35条又は同法36条第1項の規定により罰せられない行為及び過失による行為を除く。）に規定する被害者、ストーカー規制法第2条第1項に規定するつきまとい等の相手方及び同条第4項に規定するストーカー行為の相手方をいう。ただし、被害届を警察に提出することが困難であると認められる場合を除き、被害届が受理されている者に限る。
- (3) 一時使用 市長が地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の4第7項の規定により、期間を限定して市営住宅等の使用を許可することをいう。

(許可要件)

第3条 市長は、川崎市財産規則（昭和39年川崎市規則第33号）の定めによるほか、次の各号のいずれにも該当する場合は、市営住宅等の一時使用を許可することができる。

- (1) 公営住宅法（昭和26年法律第193号）第23条第2号に規定する住宅困窮要件を満たす者であること。
- (2) 川崎市自治基本条例（平成16年川崎市条例第60号）第3条第1項第1号に定める市民のうち、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき川崎市の住民基本台帳に記録されている者又は次に掲げる者であって、それぞれに掲げる事項によりやむを得ず川崎市の住民基本台帳に記録をされずに川崎市内に居住している者であること。
 - ア 東日本大震災における原子力発電所の事故による災害に対処するための避難住民に係る事務処理の特例及び住所移転者に係る措置に関する法律（平成23年法律第98号）第2条第3項に規定する避難住民
 - イ 「ストーカー規制法」第2条第1項に規定するつきまとい等及び同条第4項に規定するストーカー行為に係る被害を受けていた者
 - ウ 児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）第2条に規定する児童虐待を受け

ていた者

エ 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成 17 年法律第 124 号）第 2 条第 3 項に規定する高齢者虐待を受けていた者

オ 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成 23 年法律第 79 号）第 2 条第 2 項に規定する障害者虐待を受けていた者

(3) 次のいずれかに該当する者であること。

ア 犯罪等により収入が減少し生計維持が困難となった者

イ 現在居住している住宅又はその付近において犯罪等が行われたために当該住宅に居住し続けることができなくなった者で次のいずれかに該当する者

(ア) 犯罪等により住宅が滅失又は著しく損壊したために居住することができなくなった者

(イ) 住宅を客体とする犯罪等により居住することができなくなった者

(ウ) 犯罪等により精神的な後遺症が生じ医学的に居住することができなくなったことが医師の診断書で確認できる者

(エ) 犯罪等により、身体の安全、住居等の平穏若しくは行動の自由が著しく害される不安を覚えさせる行為により居住することができなくなった者

(4) 公募による入居を待つことのできない緊急に迫られる事情がある者

(5) 条例制定日以降に犯罪が発生し、犯罪等が発生した日から 2 年を経過していない者

(6) 市長により、許可要件に該当し、住戸のあっせんを希望することを確認された者

(許可申請)

第 4 条 一時使用の許可を受けようとする者は、行政財産使用許可申請書（川崎市公有財産事務取扱要領第 11 号様式（2））に次の必要書類を添えて、市長に申請しなければならない。

(1) 犯罪被害者等（被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族）の住民票又は居所を証明するもの

(2) 医師の診断書（前条第 3 号イ（ウ）に該当する場合に限る。）

(3) 犯罪被害者等の市営住宅等一時使用の住戸あっせん希望者通知書（第 1 号様式）

(4) その他必要な書類

(審査)

第 5 条 市長は、申請書が提出された場合は、速やかに審査し、適格と認められる場合は、市営住宅等の一時使用を許可する。

(一時使用期間)

第 6 条 一時使用期間は、1 年以内とする。なお、市長がやむを得ないと認める場合は、1 年を限度として期間を延長することができる。

2 第 4 条の規定は、前項に規定する期間の延長の手続において準用する。

(使用料)

第 7 条 使用料は、使用料の算定基準（平成 28 年 10 月 3 日付け 28 川財運第 693 号）に基づき算定した額とする。ただし、その額が公営住宅法第 16 条第 2 項及び同法施行令（昭和 26 年政令第 240 号）第 3 条に規定する算出方法により算出された近傍同種の住宅の家賃を下回る場合は、近傍同種の住宅の家賃を使用料とする。

2 使用料は、川崎市財産条例（昭和 39 年川崎市条例第 9 号）第 3 条第 3 項において準用する同条例第 6 条第 1 項第 3 号の規定に基づき、免除することができる。

（使用料の納付）

第 8 条 使用料は、毎月末日（月の途中で明け渡す場合は、明け渡す日）までに、その月分を納付しなければならない。

（条例等の遵守義務）

第 9 条 一時使用の許可を受けた者は、川崎市営住宅条例（昭和 37 年川崎市条例第 32 号。以下「市住宅条例」という。）及び川崎市営住宅条例施行規則（昭和 37 年川崎市規則第 57 号）並びに許可条件を遵守しなければならない。

（明渡し）

第 10 条 明渡しは、市住宅条例第 25 条の規定を準用するものとする。

（退去修繕費用）

第 11 条 退去修繕費用は、市住宅条例第 23 条の規定を準用するものとする。ただし、市長は、使用者に負担させることが適切でないと認めたものについて、その一部又は全部を使用者に負担させないことができる。

附 則

この要綱は、令和 4 年 6 月 9 日から施行する。

まちづくり局住宅政策部
市営住宅管理課長 宛て

犯罪被害者等の市営住宅等一時使用の住戸あっせん希望者通知書

市民文化局市民生活部
地域安全推進課長

下記の者は市営住宅等の一時使用を希望し、資格要件等について以下のとおり申告され、当課にて各内容について確認することができましたので、通知いたします。

住戸あっせんについて対応いただきますよう、どうぞよろしくお願ひいたします。

一時使用希望者 氏名	
生年月日	年 月 日
現住所	〒 - (電話番号: - -)
世帯人数	名
連絡先	〒 - (電話番号: - -)
住戸選定に当たって配慮すべき事項	<input type="checkbox"/> 高齢者・障害者等、階段の昇降が困難である世帯員が同居するため、低層階又はエレベーター付きの住戸を希望 <input type="checkbox"/> その他 ()
公募による入居を待つことができない緊急に迫られる事情	

市営住宅等一時使用の対象に該当する事由	
	犯罪により収入が減少し、生計維持が困難となった。 (例)・殺人、過失致死、業務上過失致死等により勤労者が亡くなった場合 ・身体を害されたため転職等を余儀なくされた場合 ・虚偽の風説の流布により廃業に追い込まれた場合
	犯罪により住宅が滅失又は著しく損壊したために、居住することができなくなった。 (例)・放火、器物損壊等により住宅が滅失し居住の用をなさなくなった場合
	住宅を客体とする犯罪により、居住することができなくなった。 (例)・詐欺等により住宅が奪われた場合
	犯罪により精神的な後遺症が生じ、医学的に居住することができなくなった。 (例)・凄惨な殺害現場の目撃や性犯罪、著しいストーカー被害等により、いわゆるPTSDとなった場合 (医師の診断書を添付してください。)
	犯罪等により、身体の安全、住居等の平穏若しくは行動の自由が著しく害される不安を覚えさせる行為により居住することができなくなった。 (例)・ストーカー被害等の未遂

※該当する項目の左欄に○をつけること。

※裏面も必ず記入すること。

被害届等	
被害届等を行った警察署名	
被害者の氏名	
被害者の住所	
被害の年月日時	年 月 日 時
被害に遭った場所等	
被害者と一時使用希望者との続柄	
被害申告内容確認	<input type="checkbox"/> 済
被害申告内容確認先	警察 課 係 担当 様 (電話番号: - -)

住宅困窮要件	
<input type="checkbox"/> 部屋が狭い (住宅全体で、台所・トイレ等を除く居住部分が1人当たり4畳以下)	
<input type="checkbox"/> 家賃が高い (共益費は含みません)	
<input type="checkbox"/> 親族以外の他の世帯と同居し、台所又はトイレを共同使用している	
<input type="checkbox"/> 家主から正当な理由により立ち退きの要求を受けている	
<input type="checkbox"/> 住居でない建物に住んでいる (店舗、事務所等)	
<input type="checkbox"/> 自宅から勤務先まで片道2時間以上かかる (乗換時間は10分として計算)	
<input type="checkbox"/> 現在、婚約中だが同居できる住宅がない (パートナーシップ宣誓予定を含む)	
<input type="checkbox"/> 住宅がないため、別居中の親族と同居できない	
<input type="checkbox"/> 犯罪被害のため、現在居住している住宅に居住できなくなった	
<input type="checkbox"/> その他、風呂場 (浴室) がない等、住宅に困っていることが明らかであること	
<div style="border: 1px solid black; height: 40px; width: 100%;"></div>	

その他、あっせんに当たって配慮すべき事項等
<div style="border: 1px solid black; height: 200px; width: 100%;"></div>